

土佐清水市事前復興まちづくり計画策定業務委託仕様書

第1条 適用範囲

- 1 本仕様書は「土佐清水市事前復興まちづくり計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条 業務目的

- 1 本業務は、最大規模の南海トラフ地震が発生した場合に、市街地をはじめとする沿岸部が壊滅的な被害を受けることが想定されている本市において、被災後の早期復興を実現するため策定された「土佐清水市事前復興まちづくり計画（素案）」を基に、住民参加によるワークショップを通じ事前復興まちづくり計画を作成する。

第3条 測量調査設計業務実績情報システムへの登録

- 1 受注者は、委託金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、発注者の確認を受けたうえ以下に示す期限までに登録機関に登録申請しなければならない。
- 2 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内
- 3 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内
- 4 完了時は、完了後10日以内
- 5 訂正時は、適宜
また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに発注者に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第4条 管理技術者

- 1 管理技術者は、下記のいずれかの資格を有するものとする。
 - ①技術士（建設部門：都市及び地方計画又は河川、砂防及び海岸・海洋）
 - ②技術士（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画又は建設－河川、砂防及び海岸・海洋）
 - ③RCCM（都市及び地方計画又は河川、砂防及び海岸・海洋）

第5条 照査技術者

- 1 照査技術者は、管理技術者と同等又は博士（工学）の資格を有するものとする。

第6条 履行期間

- 1 本業務の履行期間は、契約締結日から令和10年2月28日までとする。

第7条 業務委託の内容

【令和8年度】

（１）計画準備

本業務の目的及び趣旨を十分に把握したうえで、業務遂行に必要となる実施方針、実施体制、工程等を整理した業務計画書を作成する。

（２）打合せ協議

打合せは、着手時１回、中間時２回、成果品納入時１回の計４回を基本とするが、業務の遂行上、発注者又は受注者が必要と判断した場合は、随時、実施するものとする。ただし、変更設計の対象とはしない。打合せ記録簿の作成は受注者が行い、発注者に提出する。

（３）事前復興まちづくり計画策定委員会の運営支援（年２回程度を想定）

受託者は、学識経験者、関係機関、地区代表者等で構成する策定委員会の運営支援を行う。

- ・会議資料の作成
- ・会議当日の説明補助
- ・会議録の作成
- ・意見整理及び対応方針の整理

（４）庁内検討会の運営支援（年１回程度を想定）

受託者は、関係各課の代表者等で構成する庁内検討会の運営支援を行う。

- ・会議資料の作成
- ・会議当日の説明補助
- ・会議録の作成
- ・意見整理及び対応方針の整理

（５）地区ワークショップの運営支援（各地区１回、計５回の開催を想定）

受託者は、対象５地区において住民参加によるワークショップの運営支援を行う。

- ・ワークショップ資料の作成
- ・ワークショップの運営支援及び進行補助
- ・ワークショップ結果の整理
- ・住民意見の計画への反映

（６）事前復興まちづくり計画（案）の作成

受託者は、（３）から（５）までの検討結果を踏まえ、「土佐清水市事前復興まちづくり計画（素案）」を更新し、「土佐清水市事前復興まちづくり計画（案）」として取りまとめる。

（７）報告書の作成

（１）～（６）の検討結果を業務報告書にとりまとめる。

【令和9年度】

（１）計画準備

本業務の目的及び趣旨を十分に把握したうえで、業務遂行に必要となる実施方針、実施体制、工程等を整理した業務計画書を作成する。

（２）打合せ協議

打合せは、着手時１回、中間時２回、成果品納入時１回の計４回を基本とするが、業務の遂行上、発注者又は受注者が必要と判断した場合は、随時、実施するものとする。ただし、変更設計の対象とはしない。打合せ記録簿の作成は受注者が行い、発注者に提出する。

（３）事前復興まちづくり計画策定委員会の運営支援（年１回程度を想定）

受託者は、学識経験者、関係機関、地区代表者等で構成する策定委員会の運営支援を行う。

- ・会議資料の作成
- ・会議当日の説明補助
- ・会議録の作成
- ・意見整理及び対応方針の整理

（４）庁内検討会の運営支援（年１回程度を想定）

受託者は、関係各課の代表者等で構成する庁内検討会の運営支援を行うものとする。

- ・会議資料の作成
- ・会議当日の説明補助
- ・会議録の作成
- ・意見整理及び対応方針の整理

（５）地区ワークショップの運営支援（各地区１回、計５回の開催を想定）

受託者は、対象５地区において住民参加によるワークショップの運営支援を行う。

- ・ワークショップ資料の作成
- ・ワークショップの運営支援及び進行補助
- ・ワークショップ結果の整理
- ・住民意見の計画への反映

（６）事前復興まちづくり計画の作成

受託者は、（３）から（５）までの検討結果を踏まえ、「土佐清水市事前復興まちづくり計画（案）」を更新し、「土佐清水市事前復興まちづくり計画」として取りまとめる。

（７）報告書の作成

（１）～（６）の検討結果を業務報告書にとりまとめる。

3 成果品

【令和8年度】

- ・業務報告書 簡易製本1部
- ・上記に関する電子データ 一式

【令和9年度】

- ・業務報告書 簡易製本1部
- ・土佐清水市事前復興まちづくり計画 くるみ製本 20部
- ・上記に関する電子データ 一式

第8条 貸与品

本業務の実施に必要な報告書及び資料等は、発注者が受注者に貸与するものとする。